



中国贸促会专利商标事务所
CCPIT PATENT & TRADEMARK LAW OFFICE



NEWS LETTER

03

2026年第3号
[全133号]

目 录 CONTENTS

01

知財ニュース

- 中国最高裁「科学技術イノベーションの知的財産権に対する司法保護の強化」に関する指導的判例を公表 01
- 『専利優先審査管理弁法改正草案(意見募集稿)』が公表、意見を募集 04
- 北京知的財産裁判所が兼職の技術調査官116人を新たに選任 05
- 中国特許出願件数が長年にわたり世界首位 06

02

AI・IoT関連情報

- 宇樹科技の「ロボット犬」が寧波舟山港で初めてコンテナ検査に活用 07
- AI動画生成モデル「Seedance 2.0」が世界で注目を集める 08

中国最高裁「科学技術イノベーションの知的財産権に対する司法保護の強化」に関する指導的判例を公表

* (タイトルをクリックするとリンクが表示されます、以下同じ)

中国最高裁判所は2026年2月28日、記者会見を開き、「科学技術イノベーションの知的財産権に対する司法保護の強化」に関する指導的判例を公表した。

イノベーション駆動型発展戦略の実施の深化に伴い、国家発展の戦略的資源および国際競争力の中核的要素としての知的財産権の役割は日増しに顕著になり、社会全体の知的財産権保護意識は著しく高まり、知的財産権紛争案件の数も急速な増加傾向にある。2021年から2025年にかけて、全国の各階級の裁判所は知的財産権一審案件250万件余りの裁判を終了した。これはその前の5年間と比較して64.44%の増加であり、以下の3つの顕著な特徴を示している。第一に、ハイテク、先端科学技術分野の紛争案件が継続的に増加している。新エネルギー、人工知能、バイオ医薬、インターネットコア技術及びデジタルエコノミーなどの新興分野が急速に発展しており、その速い技術更新、高い専門性、規則の不備などの特徴により、関連する知的財産権紛争案件が増加し、権利範囲の認定、技術的事実の解明、権利侵害の対比と判断などの問題がますます複雑になっている。第二に、独自のイノベーションに係わる紛争案件の割合が継続的に増加している。中国の独創的、先導的、画期的な科学技術の研究開発・産出レベルの持続的な向上に伴い、コア技術、基本的アルゴリズム、キープロセスなどの独自のイノベーションに関する案件が明らかに増加しており、案件審理とコア技術権益の保護、国家の科学技術競争優位性及び産業安全保障の維持との関係がさらに密接になっている。第三に、紛争主体の多様化の傾向が顕著になっている。企業のイノベーション主体としての地位がより際立ち、企業と大学・研究機関がイノベーション共同体を設立し、科学技術イノベーションプラットフォームの形態がより豊富になり、協同イノベーション、異業種融合イノベーションが絶えず深化しており、知的財産権紛争の主体も相応に多様化傾向を示し、大手ハイテク企業、中小零細企業、科学研究機関、研究者、さらには海外企業など、様々なイノベーション主体を網羅している。

今回発表された7件の指導的判例は、植物新品種権侵害、特許権及び実用新案権侵害、技術秘密侵害、コンピュータソフトウェア著作権侵害、悪意の訴訟など複数の分野に関わっている。そのうち、273号指導的判例は、ある企業において短期間に多数の技術者が退職したことによって引き起こされた技術秘密侵害案件である。この判例は、被疑侵害者が他社から人材を引き抜き、当該企業の技術秘密を取得するチャンス又はルートを作り、かつ独自の研

究開発に必要とされる合理的な時間より明らかに短い期間で当該企業の技術秘密に関連する製品を生産したことで、被疑侵害者が技術秘密を侵害したと推定できることを明確にした。この判例はまた、侵害停止の具体的な要件を詳細に定め、判決が効果的に執行され、侵害行為が効果的に抑制されることを確保している。

274号指導的判例は、販売の申出による侵害行為の民事責任について更に明確にした。法によれば、専利権者の許可を得ずに、広告を出したり、店舗ショーウィンドウに陳列したり、展示会に出品するなどの形で商品を販売する意思表示を行った場合、販売の申出による侵害にあたる。この判例は、販売の申出による侵害行為を実施した場合の民事責任には、侵害行為の停止、権利保護のための合理的な費用の支払いだけでなく、損害賠償も含まれ、かつ当該損害賠償責任は実際の販売が行われたことを前提としないことを明確にした。賠償額を専利権者の損失、侵害者の利益または専利実施許諾料に基づいて確定できない場合は、侵害行為の過失と情状を考慮して、法定賠償額の範囲内で相当な額を合理的に算定することができる。

275号指導的判例は、徹底した審査により、種子販売分野における「組織的販売行為」の性質の認定ルールを更に明確にし、背後にいる侵害者に当然の法的責任を負わせるものである。この判例は、被疑侵害者が「情報マッチング」、「仲介サービス」などの提供を名目としながら、実際には取引価格、取引数量、履行時期などの具体的な取引条件の決定を主導し、取引の組織者、意思決定者にあたる場合には、当該被疑侵害種子の販売行為を直接実行したと認定できることを明確にした。

276号指導的判例は、化学、生物分野の特許案件の審理において、専利の進歩性を判断するための「3ステップ法」の正しい適用方法について、明確かつ具体的な指針を示した。すなわち、第一に、当業者が関連する発明創造について成功の合理的な見込みを有するか否かは、改良への動機付けまたは技術的示唆の有無を判断する際の考慮要素であり、直近の先行技術を特定する際の考慮要素ではない。第二に、当業者が成功の合理的な見込みを有するか否かの判断は、「成功の確実性」または「高い成功の蓋然性」を求めるものではなく、当業者が「試みる必要性」があるかどうかを基準とすべきである。

277号指導的判例は、被疑侵害製品の現物を入手または分解することが客観的に困難であり、当該製品の現物を技術対比の根拠とすることができない場合に、どのように特許侵害判定を行うかという問題を解決するものである。この判例は、被疑侵害製品の図面と現物が高度に一致していることを証明する証拠がある場合、裁判所は当該図面を技術対比の根拠とすることができることを明確にした。

278号指導的判例は、知的財産権をめぐる悪意の訴訟に断固とした姿勢を示し、訴訟の誠実性を維持し、市場環境を浄化し、市場主体の正当な経営を保障するという明確な立場を示すものであり、自らの主張が明らかに権利の根拠または事実上の根拠を欠いていることを知りながら、なおも他人に対し専利侵害訴訟を提起し、他人の権益を損なうことは、訴権を

濫用する悪意の訴訟であり、法により権利侵害責任を負わなければならないことを明確にした。

279号指導的判例は、コンピュータソフトウェア著作権侵害紛争案件において、被疑侵害ソフトウェアと著作権のあるソフトウェアが実質的に類似していることの証明が「困難」であるという問題に対して解決策を示した。すなわち、権利者が、両者の名称、バージョン番号、権利者情報などの特有の情報同一であること、またはソフトウェアのインターフェースデザインが高度に近似していることを証明できる場合には、ソフトウェアコードの対比を行うまでもなく、両ソフトウェアが実質的に類似していると認定することができる。同時に被疑侵害者の合法的権益を保護するため、「被疑侵害者がこれに反証を挙げて十分に反論できる場合を除く」ことを明確にした。この判例は同時に、暴力、脅迫その他の方法で裁判所の証拠保全を妨害した被疑侵害者に対し、裁判所は法により、その者に不利な事実推定を行うことができること、すなわち、保全できなかった製品が権利侵害を構成すると認定し、具体的な賠償額を確定する際に、保全妨害を侵害の情状として考慮に入れることができることを明確にした。

『専利優先審査管理弁法改正草案（意見募集稿）』 が公表、意見を募集

専利優先審査制度の役割をより良く発揮させ、重点分野と重要なコア技術への支援・保障を強化し、専利審査や権利付与・確定に関するイノベーション主体の合理的な要求に応えるため、中国国家知識産権局は先頃、『専利優先審査管理弁法改正草案（意見募集稿）』（以下、「草案」をいう）を発表し、社会各界からの意見を募集している。

現行の『専利優先審査管理弁法』は、審査資源の配分の最適化と国家の科学技術イノベーションと産業発展へのサポートにおいて重要な役割を果たしてきた。「第14次5カ年計画」期間中、中国は既に3種類の専利（特許・実用新案・意匠）出願の優先審査を72万件余り実施し、多くの高品質なイノベーション成果がこの制度を通じてタイムリーかつ効果的に保護されてきた。しかし、中国が質の高い発展段階に入るにつれ、重要なコア技術の開発、新たな質の生産力の育成などの新しい状況が、専利優先審査の正確性、利便性に対する要求を高め、現行弁法の改正が必然となっている。

今回の改正は、以下の四つの全体的構想に沿って行われている。第一に、新しい情況・要求に即して参入条件を改善し、国家のニーズへの支援を重要視すること。第二に、運営管理メカニズムのチェーン全体を改善し、的確なサービス保障を強化すること。第三に、サービスの利便性を向上させ、社会の関心とイノベーション主体の期待に効果的に応えること。第四に、実務において上手く機能し、各方面の認識が比較的一致している経験と実践を速やかに規則として定めることである。

現行弁法と比較すると、『草案』には具体的な内容において複数の重要な調整が見て取れる。特許出願の優先審査段階を前倒しし、出願が「実体審査段階にあり、かつ審査に着手されていない」ことを明確に要求し、審査過程における重複した「割り込み審査」を回避する。適用条件を再構築し、具体的に列挙された八大産業を「国家が重点的に支援する新興産業と未来産業、または重点分野の重要なコア技術の研究開発」に変更して、国家戦略との連携を強化する。代理機構の信用基準を新たに追加し、優先審査請求業務を引き受ける代理機構には「良好な信用と比較的高い業務・サービスレベルを有すること」を要求する。優先審査件数の動的配分メカニズムを確立し、中国国家知識産権局が各地の業務状況に応じて割当を統一的に調整・配分する。倫理規定条項と不誠実行為に対する処罰メカニズムを新たに追加し、信義誠実の原則に違反した請求人または代理機構に対しては、1年間その優先審査請求を受理しない。このほか、『草案』はさらに審査期間の計算方法を最適化し、特許の審査意見に対する応答期限を2ヶ月から1ヶ月に短縮している。

北京知的財産裁判所が兼職の技術調査官116人を新たに選任

先頃、知的財産案件の審判の質と効率を向上させるため、北京知的財産裁判所は116名の技術専門家を兼職の技術調査官として任命した。

今回選任された技術調査官は、専利審査機関、大学、科学研究機関、企業、医療機関の出身で、規模はやや拡大された。95%が大学院卒以上の学歴を有している。

人員構成はさらに最適化された。同裁判所は、案件の種類が増加傾向、技術的問題の所属分野の変化に即して、技術調査官の出身機関、職種、人員構成をさらに調整・最適化し、研究機関出身が32%、大学出身が27%、専利審査機関出身が24%、企業・事業単位出身が8%、医療機関出身が6%となった。

網羅性と適合性がさらに向上した。技術調査官の技術分野は、機械、化学、医薬、通信、電気工学、光電子工学などの伝統的分野に加え先端分野もカバーしており、理工農医の64学科に及ぶ。関連技術分野での実務経験年数は平均18年に達し、専門技術レベルは著しく向上し、専門の適正がさらに高まった。

北京知的財産裁判所は設立以来、専利、植物新品種、集積回路配置図設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアなどに係わる技術関連案件を3万3000件受理し、3万1000件の裁判を終了した。同裁判所はこれまでに4回にわたり306名の技術調査官を選任し、4500件以上の技術関連案件の事実説明、175件の案件の証拠保全・実地調査などに参加させた。技術調査官は3000件以上の技術調査意見書を提出し、それにより国家の科学技術の進歩や国際競争力の向上に関わる多くの重大・複雑・困難な案件が公正に審理され、裁判の「加速」が実現し、イノベーション主体に効率的な司法保護を提供している。

中国特許出願件数が長年にわたり世界首位

中国国家知識産権局のデータによると、中国の国内有効特許件数は532万件に達し、世界で初めて国内有効特許件数が500万件を突破した国となった。「第14次5カ年計画」期間中、中国の国内有効特許件数は持続的に増加し、1万人当たりの高価値特許保有数は16件に達した。2025年時点で、中国の特許出願件数は長年にわたり世界首位を維持しており、名実ともに特許大国となっている。

特許は、中国のハイレベルの科学技術による自立自強（他者の力に頼らず、自分自身の力で強くなる）の早急な実現を力強く支えている。2025年末時点で、中国の国内高価値特許保有数は229万2000件に達し、その7割は戦略的新興産業に属している。例えば、中国は世界の人工知能専利の60%を有し、ロボット関連専利の数は世界全体の約3分の2を占め、グリーン低炭素技術のPCT国際特許出願公開数は長年にわたり世界第一位であり、これらは中国が新たな質の生産力の発展を加速させていること的有力な証となっている。

特許保護の強化、転化・運用の効果と利益は明らかに向上している。現在、中国の特許の平均審査期間は15ヶ月に短縮され、これは同じ審査制度の下で国際的に最速の水準であり、知的財産権保護に対する社会の満足度は年々向上している。「第14次5カ年計画」以降、銀行が実行した知的財産権による質権融資額は累計で9000億元を超えた。多くの高価値専利が「書棚から商品棚へ」と市場に投入され、実際の応用の中で検証されている。

知的財産権を保護することはイノベーションを保護することである。2026年1月末時点で、外国出願人の中国有効特許保有数は92万2000件を突破した。ますます多くの外資系企業が中国知的財産権制度の継続的な改善を体験し、その証人となり、中国の知的財産権保護に対する信頼を十分に示している。

宇樹科技の「ロボット犬」が寧波舟山港で初めて コンテナ検査に活用

3月2日、浙江省の寧波舟山港梅山港区の重量物コンテナ検査場で、宇樹科技（Unitree）の四足歩行ロボット「ロボット犬」が、コンテナの間を機敏に移動しながら、検査対象のコンテナ番号と封印シール番号を正確に検査した。これは、検査補助ロボットが初めて寧波舟山港でコンテナ番号と封印番号の自動撮影・認識タスクを担い、税関の重量物コンテナ検査プラットフォームにおけるエンボディドAI応用を実現した事例である。これにより、税関と港湾のスマート協調における新たなパラダイムが切り開かれ、重量物コンテナ検査業務のスマート化・効率化への飛躍的な発展が促進される。

エンボディドAIとは、物理的実体に基づき、知覚、理解、行動を行うインテリジェントシステムのことである。実体を持つエージェントと環境とのリアルタイムな相互作用を通じて、自律的に情報を取得し、問題を分析し、タスクを実行する。寧波港信息通信有限公司は、寧波梅東コンテナターミナル有限公司と連携し、エンボディドAIの発展機会を的確に捉え、港区の現場に深く入り込み、調整と最適化を絶えず行い、「乗帆」AI大規模モデルを基盤として、重量物コンテナ検査補助ロボットシステムの構築に成功した。このシステムは、税関と港湾が連携して作業を行う際の「タイムラグ」の問題を解決し、これまでの「スタッフが現場に赴き、一つ一つ確認」する検査モデルから「インテリジェント感知、高効率な承認」を行うモデルへの飛躍的進化を促した。

近年、梅山港区のコンテナ取扱量が増加し続ける中、検査作業量は年平均10%以上増加している。しかし、検査場のキャパシティはほぼ限界に達しており、同時に人材不足の問題も顕在化し、港湾の運営効率の向上の妨げとなっている。

従来の重量物コンテナ検査プロセスでは、税関職員がコンテナ番号と封印番号の写真を一つずつ撮影し、確認後にコンテナドアを開け、貨物全体の写真を撮影し、その後荷役作業を開始する。現在は、税関職員が関連システムを通じて作業指示を出すと、検査補助ロボットが目的のコンテナまでの経路計画と安全な障害物回避を自律的に実行し、高精細カメラとAI認識アルゴリズムにより、コンテナ番号と封印番号の情報を正確に収集できる。作業全工程の画像記録は同時に税関に送信され、追跡・検証可能で、完全な監督管理チェーンを形成している。税関職員が写真の品質を確認・承認した後、ターミナルオペレーターは開扉・荷役作業を開始できる。

「ロボットが事前にコンテナ情報を全て確認してくれるため、開扉までの時間が20分に短縮され、荷役作業の効率が大幅に向上した」と、梅山税関検査二課の職員である張文治氏が語った。データによると、現在の検査補助ロボットのコンテナ番号識別精度は99%を超え、3台の検査補助ロボットが同時に稼働した場合、従来は4~6人で1時間以上かかっていた作業を20分以内に短縮できるという。

AI動画生成モデル「Seedance 2.0」が世界で注目を集める

中国のAI動画生成モデル「Seedance 2.0」が先日リリースされ、瞬く間に世界中のインターネット上で話題となっている。世界各国のユーザーが同モデルで生成されたリアルな動画を数多く共有し、国際社会で大きな注目と議論を巻き起こしている。

これは2025年の「DeepSeekのリリース」を彷彿とさせる。中国のAIが再び注目を集めた背景には、制度・市場・イノベーション体系における長年にわたる蓄積があり、中国の科学研究分野における全体的な急速な発展を示している。

AI動画生成が「シンギュラリティ」の瞬間を迎えた

モデルを発表したByteDance（バイトダンス）社の声明によると、Seedance 2.0はプロ向けの映像、EC、広告などのシーンを想定して設計されており、テキスト、画像、音声、動画コンテンツを同時に処理でき、高品質な動画コンテンツの制作コストを大幅に削減できる。

アメリカの業界関係者は、Seedance 2.0が動画生成において顕著な性能を発揮し、動画コンテンツ制作のターニングポイントになる可能性があるとして指摘した。テキスト生成を中核とする大規模言語モデルが広く応用されるようになった後、動画や画像の生成に特化した大規模モデルは、AI技術の次の段階と見なされている。業界ではこれまで、この分野でのブレークスルーにはあと2、3年かかるという見方が一般的だったが、Seedance 2.0の発表はそのブレークスルーが既に到来したことを意味する。アメリカ実業家イーロン・マスク氏も、自身のX上でSeedance 2.0について、「発展のスピードが速すぎる」とコメントした。

EC業界の検索エンジンBigGoの金融チャンネルは、多くの業界関係者がSeedance 2.0を「現時点で世界最強の動画生成モデルである」と評価し、そのリリースは動画生成分野の「シンギュラリティ」の瞬間であるとする記事を掲載した。同モデルは、優れたマルチショット編集、高度なカメラワーク、キャラクターの一貫性、音声と映像の同期能力により、世界中の開発者、映像制作者、そして資本市場で大きな反響を呼んでいる。

ドイツのテクノロジーブロガー、ティモシー・マクスナー氏はレビュー動画を発表し、従来の「テキストから動画を生成する」モデルとは異なり、Seedance 2.0ではユーザーが複数の入力ソースを極めて柔軟に組み合わせることができ、よりの確なコンテンツ制作が可能になると述べている。

制度と市場が発展の「豊かな土壌」を提供

昨年1月のオープンソースモデルDeepSeek-R1が、世界のAI産業が長く依存してきた「計算力の積み上げ」という発展経路を打破してから、今年のSeedance 2.0が生成する動画が各主要プラットフォームに広がるまで、中国のAIは1年余りで目覚ましい成果を次々と発表してい

る。多くの欧米メディアやアナリストは、中国のAI産業の急速な発展は、制度と市場の二重の促進作用の結果であると考えている。

イギリス『フィナンシャル・タイムズ』紙は論評を掲載し、政策的支援、人材育成、そして企業と市場の結合などの要素が中国のAI発展に豊かな土壌を提供していると述べた。中国では近年、AI関連の研究、人材育成、インフラ整備に多大なリソースが投入されている。AIの発展はテキストや画像の生成だけでなく、スマート製造、人型ロボット、そして自動車、スマートフォン、ウェアラブルデバイスなどの端末応用など、AIを物理的環境に組み込む分野にも広がっている。

イギリス・エセックス大学の経営学のピーター・ブルーム教授は、中国のテクノロジー企業がオープンソースモデルの開発を推進していることが、多くの国のAIプロジェクトに大きく貢献していると考えている。南アフリカの主流メディア『メール・アンド・ガーディアン』紙は先頃、中国が推進するオープンソースの大規模モデルが、世界中、特にグローバル・サウスの国々における技術イノベーションの重要な基盤となりつつあると指摘する記事を掲載した。

中国のイノベーションが世界のテクノロジーエコシステムに大きな影響を及ぼす

AI分野における急速な発展は、中国の科学技術における自主的イノベーションの縮図である。

アメリカ『タイム』誌は、中国のAI産業は急速に発展しており、2014年から2023年にかけて生成AI分野の特許登録件数で世界をリードし、米国の6倍に上ると指摘した。スタンフォード大学が発表した2025年AIインデックス報告書は、中国はAI分野における論文発表数と特許数で引き続き国際的な主導的地位を維持していると指摘している。

2022年には早くも、日本の科学技術政策研究所が、質の高い科学的研究成果を評価する重要な指標、すなわち被引用数トップ1%論文への貢献度において中国が米国を上回ったとする報告書を発表している。『ネイチャー・インデックス』の2025年科学研究リーダーシップランキング（『Nature Index 2025 Research Leaders』）は、中国の質の高い研究成果が世界首位を維持し、そのリードを急速に広げていることを示している。

米セントルイス連邦準備銀行が経済協力開発機構（OECD）のデータに基づいて行った分析によると、2015年から2022年にかけて、海外から中国企業に支払われた特許使用料は5倍以上に増加した。2022年には、韓国が中国に特許使用料を最も多く支払った国となり、アメリカ、日本、シンガポールが続いた。その他、使用料を支払った先進国・地域には、スイス、ドイツ、オランダなどが含まれる。

ENRICHING YOUR IDEAS

北京本部

住 所: 〒100031 中国北京市復興門内大街158号遠洋大廈10階
Tel: +86-10-6641-2345
Fax: +86-10-6641-5678/6641-3211
Email: mail@ccpit-patent.com.cn

東京オフィス

住 所: 〒100-0004 日本東京都千代田区
大手町二丁目2番1号新大手町ビル2階265区
Tel: +81-3-6262-6643
Fax: +81-3-6262-6645
Email: tokyo@ccpit-patent.com.cn

ニューヨークオフィス

住 所: 1350 Avenue of the Americas,
Suite 1710 New York, NY 10019 U.S.A.
Tel: +1-212-868-2066
Fax: +1-646-838-5151
Email: newyork@ccpit-patent.com.cn

香港オフィス

住 所: 香港湾仔港湾道一号
会展広場ビル34号09室
Tel: +852-2523-1833
Fax: +852-2523-1338
Email: hongkong@ccpit-patent.com.cn

上海オフィス

住 所: 上海市静安区威海路567号
晶采世紀大廈18階
Tel: +86-21-6288-8686
Fax: +86-21-6288-3622
Email: shanghai@ccpit-patent.com.cn

深圳オフィス

住 所: 深圳市福田区福華三路168号
国際商会センター1601
Tel: +86-755-3298-9252
Email: shenzhen@ccpit-patent.com.cn

武漢オフィス

住 所: 湖北省武漢市洪山区関山大道473号
光谷新發展国際センターB棟5階 06-116
Tel: +86-27-8720-0400
Email: wuhan@ccpit-patent.com.cn